

保護者の皆様へ

## 通学費補助金のお知らせ

町田市教育委員会学務課

町田市立小・中学校へ通学する際、遠距離のため公共交通機関を利用している児童・生徒の保護者の方に、予算の範囲内で通学定期代金の一部を補助しています。所得による制限はありませんので、就学援助費制度に該当しない方でも申請できます。

### 1. 対象となる方（以下の①～⑤すべてに該当する方）

- ① 町田市立小・中学校に在籍していること。
- ② 通学距離が、おおむね小学校で1.5 km以上、中学校で2.0 km以上あること。
- ③ 区域外就学者、指定校変更者（特認地区を除く）、通学区域緩和制度利用者でないこと。
- ④ 公共の交通機関での通学を学校長が認めていること。
- ⑤ **定期券を購入していること。（神奈中バスの金額式IC定期券および小田急バスのIC全線定期券も対象です。ICカードのデポジットは支給いたしません。）**

### 2. 支給金額、支給時期

#### ●支給金額

1か月の通学定期代金の3分の2の額を、月数に応じて保護者名義の銀行口座へ支給

例) ① 1か月定期券購入 …… 1か月定期代金 × 2/3 × 1か月

② 3か月定期券購入 …… 1か月定期代金 × 2/3 × 3か月

#### 《期間調整定期券の取り扱い》

期間調整分が16日以上ある場合は、期間調整分についても1か月分とみなします。

例) 6月2日から7月17日まで有効（1か月+16日）の定期券の場合

… 1か月定期代金 × 2/3 × 2か月

#### ●支給時期

1学期分…9月

2学期分（8月分を含む）…1月

3学期分…4月

### 3. 申請方法

●申請用紙 在籍する小・中学校にあります。（申請書は児童・生徒一人につき一枚必要です）

●提出先 在籍する小・中学校（学級担任または事務室）

●提出期限 各学期の末日

・申請書は、学期ごとに提出してください。

・申請書提出の際、定期券購入期間の確認のため資料（定期券内容控等）が必要です。

・学期をまたぐ期間で定期券を購入した場合、前学期の末日までに提出してください。

・学年をまたぐ期間で定期券を購入した場合、前年度の3学期の末日までに提出してください。

○学期の末日を過ぎて提出があった場合は翌学期分と合わせての支給となります。

**ただし、学年の最終締め切りは3学期の末日までです。これを過ぎた場合支払いはできません。**

## 4. 就学援助費 認定者の方へ

就学援助費（所得制限があります）で認定されると、就学援助費より通学費が実費支給されます。制度の詳細については下記QRコードよりホームページをご覧ください。

### （1）対象となる方

就学援助費の認定者の方で、表面の通学費補助金のお知らせ「1. 対象となる方」①～④の条件をすべて満たす方。

### （2）対象となる費用

通学定期代金のほか、**現金、交通系 I C カード**（Suica・PASMO）の利用額（デポジットを除く）。

### （3）支給金額

実費（1か月定期代金上限）

※同一区間で現金、交通系 I C カードによる運賃が異なる場合でも、実際に支払った金額が対象となります。ただし、支払方法（現金 or 交通系 I C カード）の申告がなかった場合は、交通系 I C カードによる運賃で計算します。

### （4）申請について

申請用紙は、就学援助費認定後、7月・10月・2月頃に教育委員会学務課からご自宅へ郵送します（学期末になっても申請用紙が届かない場合は学務課までご連絡ください）。

### （5）その他

就学援助費の認定結果は、7月上旬にならないと決定されませんので、それまでに購入している定期券については、通学費補助金申請書にてご提出ください。認定された場合は、学務課にて「就学援助費通学費申請書」として読み替えを行います。

## 5. 就学援助費制度の詳細、町田市メール配信サービスのご紹介

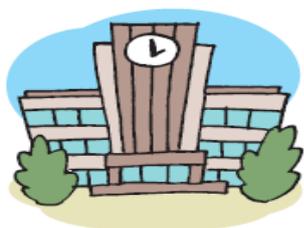


まちだ子育てサイト  
(教育のための経済的支援について)  
へのリンクはこちらから。

町田市 メール配信サービス

検索

不審者・犯罪情報、学校教育情報、夜間・休日診療情報など登録によりメールが配信されます。



### 【制度についての問い合わせ先】

町田市森野2丁目2番22号 町田市役所 10F  
町田市教育委員会学務課 就学援助・通学費補助金担当  
TEL：042-724-2176  
FAX：050-3161-7996